

副首都・大阪にふさわしい大都市制度
《特別区（素案）》
【事務分担（案）の変更に伴う修正】

平成30年4月6日

大都市制度（特別区設置）協議会

事務局：副首都推進局

目 次

1 特別区（素案）の修正	1
--------------	---

【参考】

1 組織体制	参考- 1
2 財産・債務	参考- 4
3 財政調整	参考- 8
4 特別区設置に伴うコスト	参考- 1 2

1 特別区（素案）＜組織体制、財産・債務、財政調整、特別区設置に伴うコスト＞の修正

特別区（素案）における事務分担（案）を変更（第8回協議会＜H30.2.22開催＞で報告）したことに伴い、「組織体制」、「財産・債務」、「財政調整」、「特別区設置に伴うコスト」についても修正を行う

また、第8回協議会において、区割り案を試案B（4区B案）として協議を進めていくこととなったことから、特別区（素案）の修正については、試案B（4区B案）をもとに行う

【参考】事務分担（案）について[前回協議会で報告]

（国との調整を踏まえて、分担を変更する事務）

事務の名称	分担（案）
・河川事業＜8 12事務＞ ・生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障がい児・者等実態調査）	「特別区 特別区及び大阪府」へ
・あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）	「特別区 大阪府」へ
・社会福祉法人認可、社会福祉事業の業務管理体制の届出関係等事務＜5事務＞	「終了 大阪府」へ
・乳児院等の不動産登記に関する証明書発行事務	「終了 特別区（一部事務組合）」へ

（素案で「検討中」とした事務）

事務の名称	分担（案）
・水道事業 ・工業用水道事業	「大阪府」へ
・弘済院事業（附属病院、第一特別養護老人ホーム、第二特別養護老人ホーム）	「特別区（一部事務組合）」へ

1 特別区（素案）＜組織体制、財産・債務、財政調整、特別区設置に伴うコスト＞の修正

組織体制

修正概要

修正のポイント＜「参考-1」～「参考-3」を参照＞

○ 特別区の職員数及び大阪市から大阪府への移管職員数

・河川事業の一部の事務分担(案)が特別区から大阪府に変更したこと等に伴い、特別区の職員数及び大阪市から大阪府への移管職員数を再算定

特別区の職員数

・50人の減少（うち30人は大阪府から特別区への移管職員数の減少）

大阪市から大阪府への移管職員数

・10人の増加

経営形態の見直し部門、学校園等を除く

特別区設置当初の職員数		修正前	修正後	差引
特別区の職員数 (一部事務組合を含む)	非技能労務職	10,150人	10,120人	30人
	技能労務職	1,250人	1,240人	10人
	計	11,400人	11,360人	50人
大阪市から大阪府への移管職員数	非技能労務職	1,370人	1,380人	+10人
	技能労務職	360人	360人	-
	計	1,730人	1,750人	+10人

数字は端数処理の影響で、合計等において一致しない場合がある
また、再算定の結果、端数処理の範囲内での変動に止まり、表記上は変更が生じていないものがある

水道事業及び工業用水道事業、弘済院事業については、経営形態の見直しに伴い職員数が変動する可能性があるため、特別区設置時において見直しを反映した職員数を、事務分担（案）に応じ、水道事業及び工業用水道事業は大阪府に、弘済院事業は特別区にそれぞれ移管

修正概要

修正のポイント<「参考-4」～「参考-7」を参照>

(1) 財産

○特別区（一部事務組合）に承継するもの

弘済院事業の事務分担(案)が特別区（一部事務組合）に決定したことに伴い、財産を特別区等に計上

○大阪府に承継するもの

河川事業の一部の事務分担(案)が特別区から大阪府に変更したことに伴い、財産を特別区等から大阪府に変更
水道事業及び工業用水道事業の事務分担(案)が大阪府に決定したことに伴い、財産を大阪府に計上

(2) 債務（債務負担行為）

○大阪府に承継するもの

水道事業及び工業用水道事業の事務分担(案)が大阪府に決定したことに伴い、債務負担行為を大阪府に計上

○その他（特別区等と大阪府の所管が混在）に承継するもの

河川事業の一部の事務分担(案)が特別区から大阪府に変更したことに伴い、債務負担行為を特別区等からその他に変更

一般会計・政令等会計	修正前	修正後	差引	増減内容
財産合計	特別区等 7兆5,031億円	特別区等 7兆4,809億円	222億円	○河川事業の事務分担(案)変更に伴う減（ 422億円） 【内訳】土地 85億円、工作物 337億円
	大阪府 3兆2,581億円	大阪府 3兆3,003億円	+ 422億円	○弘済院事業の事務分担(案)決定に伴う増（ + 200億円） 【内訳】土地 159億円、建物 36億円、工作物 8百万円、物品 5億円
	その他 200億円	その他 0円	200億円	○河川事業の事務分担(案)変更に伴う増（ + 422億円） ○弘済院事業の事務分担(案)決定に伴う減（ 200億円）
債務負担行為	特別区等 1,900億円	特別区等 1,876億円	24億円	○河川事業の事務分担(案)変更に伴う増減
	その他 225億円	その他 249億円	+ 24億円	

公営企業会計	修正前	修正後	差引	増減内容
財産合計	大阪府 -	大阪府 4,878億円	+ 4,878億円	○水道事業及び工業用水道事業の事務分担(案)決定に伴う増減 【内訳】水道事業 4,669億円、工業用水道事業 209億円
	その他 1兆8,634億円	その他 1兆3,756億円	4,878億円	
債務負担行為	大阪府 -	大阪府 710億円	+ 710億円	○水道事業及び工業用水道事業の事務分担(案)決定に伴う増減 【内訳】水道事業 688億円、工業用水道事業 22億円
	その他 1,608億円	その他 898億円	710億円	

財政調整

修正概要

修正のポイント

（１）財政調整財源の配分割合＜「参考－８」、「参考－９」を参照＞

河川事業の一部の事務分担(案)が特別区から大阪府に変更したこと等に伴い、特別区と大阪府の必要財政調整額が変わったことにより、特別区と大阪府の配分割合が変更

年度	修正前		修正後	
	特別区	大阪府	特別区	大阪府
平成27年度	78.4%	21.6%	78.2%	21.8%
平成26年度	79.5%	20.5%	79.2%	20.8%
平成25年度	79.8%	20.2%	79.6%	20.4%
3年平均	79.2%	20.8%	79.0%	21.0%

（２）目的税交付金の配分割合＜「参考－１０」を参照＞

河川事業の一部の事務分担(案)が特別区から大阪府に変更したことに伴い、事業所税の充当事業の配分先について特別区から大阪府への変更が生じたが、端数処理の結果、配分割合に変更なし（特別区54%、大阪府46%）

（３）公債費（既発債）の負担割合＜「参考－１１」を参照＞

事務分担(案)の変更・決定に伴い、

- ・ 河川事業にかかる市債残高を特別区から大阪府に変更
- ・ 水道事業にかかる市債残高を大阪府に計上
- ・ 弘済院事業にかかる市債残高を特別区に計上

ただし、端数処理の結果、負担割合に変更なし（特別区72%、大阪府28%）

特別区設置に伴うコスト

修正概要

修正のポイント<「参考-12」、「参考-13」を参照>

(1) イニシャルコスト

・特別区の職員数及び大阪市から大阪府への移管職員数に変更が生じたことに伴い、職員数の変更により影響を受ける項目について再試算

○特別区

・特別区職員が50人減少することに伴い、不足執務室面積が400㎡の減少
(職員数の減少に伴い、実際の必要執務室面積は1,000㎡減少となるが、第二区及び第三区では執務室面積が充足しているため、コスト試算上では第一区及び第四区に係る不足分を算定)

○大阪府

・大阪市から大阪府へ移管する職員のうち、民間ビルへ配置される職員が10人増加することに伴い、不足執務室面積が200㎡増加

(2) ランニングコスト

・特別区の職員数及び大阪市から大阪府への移管職員数に変更が生じたことに伴い、民間ビル賃借料等に変更が生じたが、端数処理の結果、表記上の金額に変更なし

項目		修正前	修正後
イニシャルコスト	イニシャルコスト合計	311億円～561億円	311億円～558億円
	システム改修経費	182億円	182億円
	庁舎整備経費	109億円～359億円	109億円～356億円
	移転経費	5億円	5億円
	一時保護所建設経費	6億円	6億円
	その他経費	9億円	9億円
ランニングコスト	ランニングコスト合計	41億円～48億円	41億円～48億円
	システム運用経費	32億円	32億円
	民間ビル賃借料	2億円～15億円	2億円～15億円
	新庁舎維持管理等経費	0～6億円	0～6億円
	各特別区に新たに必要となる経費	1億円	1億円

億円単位で端数処理をしているため、表記上は変更が生じていない項目がある

【参 考】

特別区素案の各項目（組織体制、財産・債務、財政調整、特別区設置に伴うコスト）について、総括的な資料を添付

下線部分が今回の修正箇所（ < > 内は修正前の数字等）

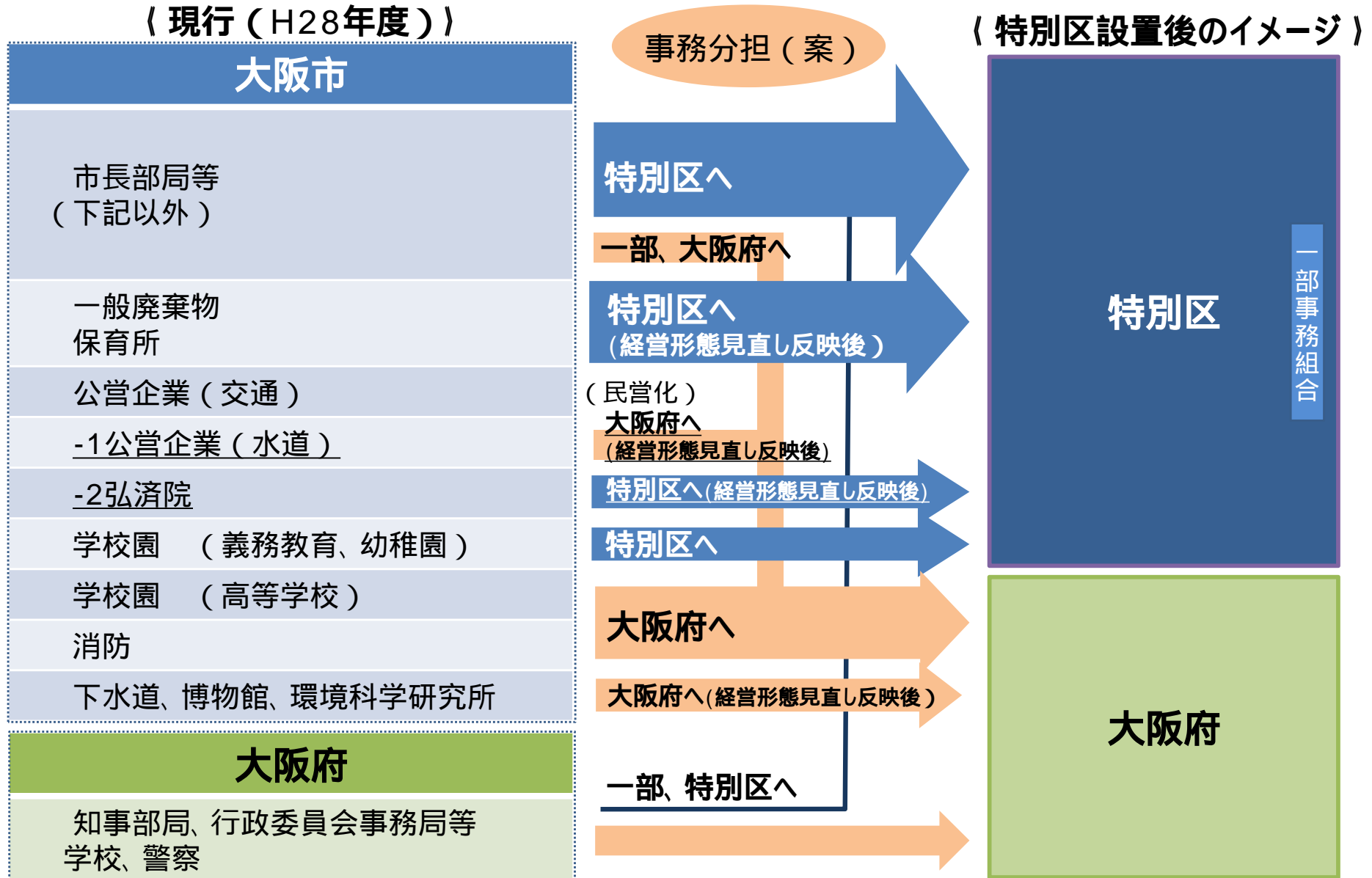
数字は端数処理の影響で、合計数等において一致しない場合がある

1 組織体制

1 事務分担（案）に基づく組織・職員の移管

(1) 移管の全体像

事務分担(案)に基づき、職員は「特別区」への配置を基本としつつ、「大阪府」と仕分けられた事務にかかる組織・職員を大阪府に移管



(2) 組織体制の構築に向けた考え方

事務分担（案）における移管先、また、組織の特性を反映して、特別区設置における組織体制を検討

大阪市	現員数（H28）	移管先	特別区設置に伴う組織体制の構築に向けた考え方
市長部局等 （下記以外）	<u>11,170人</u> <11,180人>	特別区	大阪府からの移管事務も含め、新たに設置する特別区の組織体制（下記の経営形態見直し部門、学校園を除く）を検討
	<u>1,950人</u> <1,940人>	大阪府	
一般廃棄物 保育所	1,930人 1,120人	特別区	従事人員に広域一元化に伴う効率化を加味して、移管
公営企業（交通）	5,810人	（民営化）	
-1 公営企業（水道）	<u>1,490人</u>	大阪府	経営形態の見直しに伴い、職員数が大幅に変動するため、見直しを反映した職員数を移管
-2 弘済院	<u>110人</u>	特別区	
学校園（義務教育・幼稚園）	1,960人	特別区	特別区設置時の職員数を移管
学校園（高等学校）	1,300人	大阪府	ただし、幼稚園は経営形態見直しを反映した職員数を移管
消防	3,490人		特別区設置時の職員数を移管
下水道、博物館、 環境科学研究所	1,280人		経営形態の見直しに伴い、職員数が大幅に変動するため、見直しを反映した職員数を移管
合計	31,610人		上記の共通事項：技能労務職は特別区設置時の職員数を移管

終了事務を除く現員数 1,930人 <1,920人>

参考 - 3参照

大阪府	現員数（H28）	移管先	特別区設置に伴う組織体制の構築に向けた考え方
知事部局、行政委員会事務局、 学校、警察 等	<u>10人</u> <40人>	特別区	移管する事務の従事人員を移管
	<u>83,380人</u> <83,350人>	大阪府	一般行政部門：全国トップクラスのスリムな組織体制を継続
合計	83,390人		

参考 - 3参照

参考 - 2

2 特別区設置当初の職員数 ～総括表～

特別区設置当初の特別区・一部事務組合の職員数、大阪府への移管職員数の算定結果（経営形態の見直し部門、学校園を除く）

試算B（4区B案）

現員数 H28年度

大阪市	市長部局等		
		内訳	
		非技能労務職	技能労務職
	13,100人	11,200人	1,900人
	うち府への移管控除後		
	9,700人	1,470人	
	<u>11,170人</u>	<u>1,170人</u>	
	<11,180人>	<1,180人>	
	うち府への移管にかかる現員数		
	1,500人	430人	
	<u>1,930人</u>	<u>430人</u>	
	<1,920人>	<430人>	

大阪府	知事部局等		
		非技能労務職	技能労務職
	特別区への移管職員数	10人	0人
	<u>10人</u>	<u>0人</u>	
	<40人>	<10人>	

特別区設置当初

H34年度と仮定

	職員数	内訳	
		非技能労務職	技能労務職
特別区 4区計	<u>11,040人</u> <11,080人>	<u>9,840人</u> <9,880人>	<u>1,190人</u> <1,210人>
第一区	<u>2,400人</u> <2,410人>	<u>2,130人</u> <2,140人>	<u>260人</u> <270人>
第二区	<u>2,840人</u> <2,850人>	<u>2,500人</u> <2,510人>	<u>330人</u> <340人>
第三区	<u>3,160人</u> <3,170人>	<u>2,840人</u> <2,850人>	<u>310人</u> <320人>
第四区	<u>2,640人</u> <2,660人>	<u>2,360人</u> <2,370人>	<u>280人</u> <290人>
一部事務組合	320人	270人	50人
総計	<u>11,360人</u> <11,400人>	<u>10,120人</u> <10,150人>	<u>1,240人</u> <1,250人>

大阪府 (大阪市からの移管分)	<u>1,750人</u> <1,730人>	<u>1,380人</u> <1,370人>	360人
---------------------------	---------------------------	---------------------------	------

特別区設置以降の職員数は、特別区長のマネジメントによって管理するため、相当の幅が生じることもある

2 財産・債務

1 特別区及び大阪府への承継の姿

(1) 承継の姿

財産・債務の承継の姿 (全体イメージ)

準公営企業・公営企業会計を除く
端数処理の関係で、内訳と合計が
合わない場合がある (次ページも
同じ)

財産

一般会計 10兆2,619億円	合計 10兆7,812億円
政令等会計 5,193億円	

特別区等 (69.4%) <69.6%> 7兆4,809億円 <7兆5,031億円>	土地・建物・工作物	7兆797億円 <7兆1,024億円>
	物品	146億円 <141億円>
	株式・出資	1,244億円
	債権	658億円
	基金・現金	1,964億円

大阪府 (30.6%) <30.2%> 3兆3,003億円 <3兆2,581億円>	土地・建物・工作物	2兆3,152億円 <2兆2,730億円>
	物品	865億円
	株式・出資	3,196億円
	債権	805億円
	基金・現金	4,984億円

行政財産化を検討している港湾局賃貸地を含む

その他	0% <0.2%>	0円 <200億円>
-----	-----------	---------------

< 事務分担 (案) 上、「調整中」の事務に関するもの等 >

特別区等	(77.1%) <78.1%>	1,876億円 <1,900億円>
------	--------------------	----------------------

大阪府	(12.7%)	309億円
-----	---------	-------

その他	(10.2%) <9.2%>	249億円 <225億円>
-----	-------------------	------------------

特別区等と大阪府の所管が混在するもの
< 事務分担 (案) 上、「調整中」の事務に関するもの等 >

(基金・現金の主な内訳)
・ 大阪市財政調整基金 (1,618億円) のうち偶発債務の引当財源とする財務リスク相当額 321億円
・ 公債償還基金 4,630億円 など

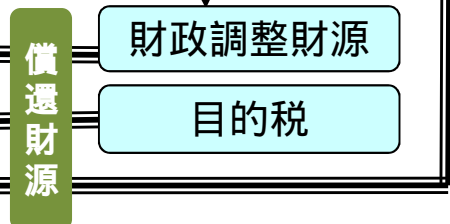
債務

債務負担行為	計2,434億円
・一般会計	2,419億円
・政令等会計	15億円

大阪府に承継し、償還	(100%)	3兆707億円
------------	--------	---------

地方債 計	3兆707億円
・一般会計	2兆6,909億円
・政令等会計	3,798億円

(原資)
・ 法人市町村民税
・ 固定資産税
・ 特別土地保有税
・ 地方交付税 (臨時財政対策債を含む)



財産・債務の承継(一般会計・政令等会計の状況)

(財産)		特別区等	大阪府	備考
不動産	行政財産	6兆8,129億円 <6兆8,356億円>	2兆3,152億円 <2兆2,730億円>	行政財産では、消防、高等学校、美術館等関係のほか、国際見本市会場などの産業拠点を大阪府に承継。普通財産は特別区に承継
	普通財産等	2,668億円		
物品		146億円 <141億円>	865億円	大阪府に承継する割合が高いが、その大半は美術館の美術品、消防関係の物品
株式		1,166億円	825億円	大阪府の事務分担(案)と密接不可分な関西国際空港土地保有(株)株式、財務リスク関係などについては大阪府に承継
出資による権利		77億円	2,371億円	大阪府の事務分担(案)と密接不可分な大阪市立大学出資などについては大阪府に承継
債権		658億円	805億円	大阪府の事務分担(案)と密接不可分な大阪市立大学貸付金、財務リスク関係などについては大阪府に承継
基金・現金		1,964億円	4,984億円	財務リスクへの引当てとして、財政調整基金1,618億円のうち321億円を大阪府に承継。ただし、毎年度減少する損失補償相当額を、減少の都度、特別区に配分。偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議 公債償還基金(公債費会計所管)は、大阪市債の償還財源として、大阪府に承継
合計		7兆4,809億円 <7兆5,031億円>	3兆3,003億円 <3兆2,581億円>	
(債務)		特別区等	大阪府	備考
債務負担行為		1,876億円 <1,900億円>	309億円	契約等による確定債務は、事務分担(案)に基づき承継。偶発債務は、事務分担(案)に対応して承継すべきものを除き、大阪府に承継
	うち偶発債務	40億円	8億円	
地方債			3兆707億円	地方債を大阪府へ一元的に承継。償還財源は財政調整財源等で負担

偶発債務のうち、特定調停に伴う資金借入金に係る損失補償(MDC(湊町開発センター)、ATC(アジア太平洋トレードセンター)、クリスタ長堀)については、今後の支出予定額が「特定調停による所要額」となっているので、数字に含まれていない。

1 特別区及び大阪府への承継の姿

(2) 試算B(4区B案)の特別区別の試算

【試算B(4区B案)】

財産

(億円)

	総額	特別区						大阪府	その他
		第一区	第二区	第三区	第四区	組合	小計		
一般会計	102,619	15,944	<17,955>17,882	<20,338>20,062	<17,396>17,322	<2,990>3,190	<74,623>74,401	<27,796>28,218	<200>0
	100.0%	15.5%	<17.5%>17.4%	<19.8%>19.6%	<17.0%>16.9%	<2.9%>3.1%	<72.7%>72.5%	<27.1%>27.5%	<0.2%>0.0%
政令等会計	5,193	7	61	326	15	0	409	4,785	0
	100.0%	0.1%	1.2%	6.3%	0.3%	0.0%	7.9%	92.1%	0.0%
計	107,812	15,950	<18,016>17,944	<20,664>20,388	<17,411>17,338	<2,990>3,190	<75,031>74,809	<32,581>33,003	<200>0
	100.0%	14.8%	<16.7%>16.6%	<19.2%>18.9%	16.1%	<2.8%>3.0%	<69.6%>69.4%	<30.2%>30.6%	<0.2%>0.0%

(参考)

準公営企業会計	15,431	—	—	—	—	—	—	15,431	—
中央卸売市場	850	—	—	—	—	—	—	850	—
港営	2,797	—	—	—	—	—	—	2,797	—
下水道	11,784	—	—	—	—	—	—	11,784	—
公営企業会計	18,634	—	—	—	—	—	—	<->4,878	<18,634>13,756
バス	175	—	—	—	—	—	—	—	175
地下鉄	13,581	—	—	—	—	—	—	—	13,581
水道	4,669	—	—	—	—	—	—	<->4,669	<4,669>—
工業用水道	209	—	—	—	—	—	—	<->209	<209>—
全会計合計	141,877	15,950	<18,016>17,944	<20,664>20,388	<17,411>17,338	<2,990>3,190	<75,031>74,809	<48,012>53,312	<18,834>13,756
	100.0%	11.2%	<12.7%>12.6%	<14.6%>14.4%	<12.3%>12.2%	<2.1%>2.2%	<52.9%>52.7%	<33.8%>37.6%	<13.3%>9.7%

債務

(億円)

債務負担行為	総額	特別区					大阪府	その他		
		第一区	第二区	第三区	第四区	組合			小計	
一般会計	2,419	<1,758>1,734					127	<1,885>1,861	309	<225>249
政令等会計	15						15	15		

債務負担行為については、現時点では、どの特別区の事業であるか特定できないため一括して記載

(参考)

準公営企業会計	2,283	—	—	—	—	—	—	2,283	—	
公営企業会計	1,608	—	—	—	—	—	—	<->710	<1,608>898	
全会計合計	6,325	<1,758>1,734					142	<1,900>1,876	<2,592>3,302	<1,833>1,147

地方債	総額	特別区					大阪府	その他	
		第一区	第二区	第三区	第四区	組合			小計
一般会計	26,909	—	—	—	—	—	—	26,909	—
政令等会計	3,798	—	—	—	—	—	—	3,798	—
計	30,707	—	—	—	—	—	—	30,707	—

(参考)

準公営企業会計	6,960	—	—	—	—	—	—	6,960	—
中央卸売市場	633	—	—	—	—	—	—	633	—
港営	1,513	—	—	—	—	—	—	1,513	—
下水道	4,814	—	—	—	—	—	—	4,814	—
公営企業会計分	6,900	—	—	—	—	—	—	6,900	—
全会計合計	44,567	—	—	—	—	—	—	44,567	—

3 財政調整

1 財政調整制度の設計 ～財政調整財源の配分の考え方～

(1) 特別区と大阪府間の配分割合

事務分担（案）に応じて、特別区と大阪府間の適切な財源配分を行う

配分割合は、特別区79.0%、大阪府21.0%とする

79.2%

20.8%

下記の算定方法（案）により、過去3年間の配分割合を算出し、その平均値とする

なお、特別区設置の日までの地方財政制度の動向などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整するものとする

算定方法（案）

1) 歳出側の算定

大阪市の歳出決算額から、事務分担（案）に応じて、特別区が実施する事務に係る所要一般財源額（A）と大阪府が実施する事務に係る所要一般財源額（B）を算出（年度間の財政調整に係る歳出（財政調整基金積立金など）を除く）

2) 歳入側の算定

特別区の自主財源等（C）と地方財政制度により大阪府に移転する一般財源等（D）を算出

3) 必要財政調整額の算定

特別区及び大阪府の必要財政調整額（不足額）を算定

（E）必要財政調整額（特別区）… A - C

（F）必要財政調整額（大阪府）… B - D

（G）必要財政調整額 …………… E + F

4) 特別区と大阪府間の財政調整財源の配分割合の算定

必要財政調整額の特別区と大阪府の割合を財政調整財源の配分割合として算定

➤ 特別区への配分割合 …… E / G × 100 (%) (小数点第二位を四捨五入)

➤ 大阪府への配分割合 …… F / G × 100 (%) (小数点第二位を四捨五入)

5) 過去3年間の平均値を算定

算定結果

年度	特別区	大阪府
H27	$\frac{78.2\%}{78.4\%}$	$\frac{21.8\%}{21.6\%}$
H26	$\frac{79.2\%}{79.5\%}$	$\frac{20.8\%}{20.5\%}$
H25	$\frac{79.6\%}{79.8\%}$	$\frac{20.4\%}{20.2\%}$
3年平均	$\frac{79.0\%}{79.2\%}$	$\frac{21.0\%}{20.8\%}$

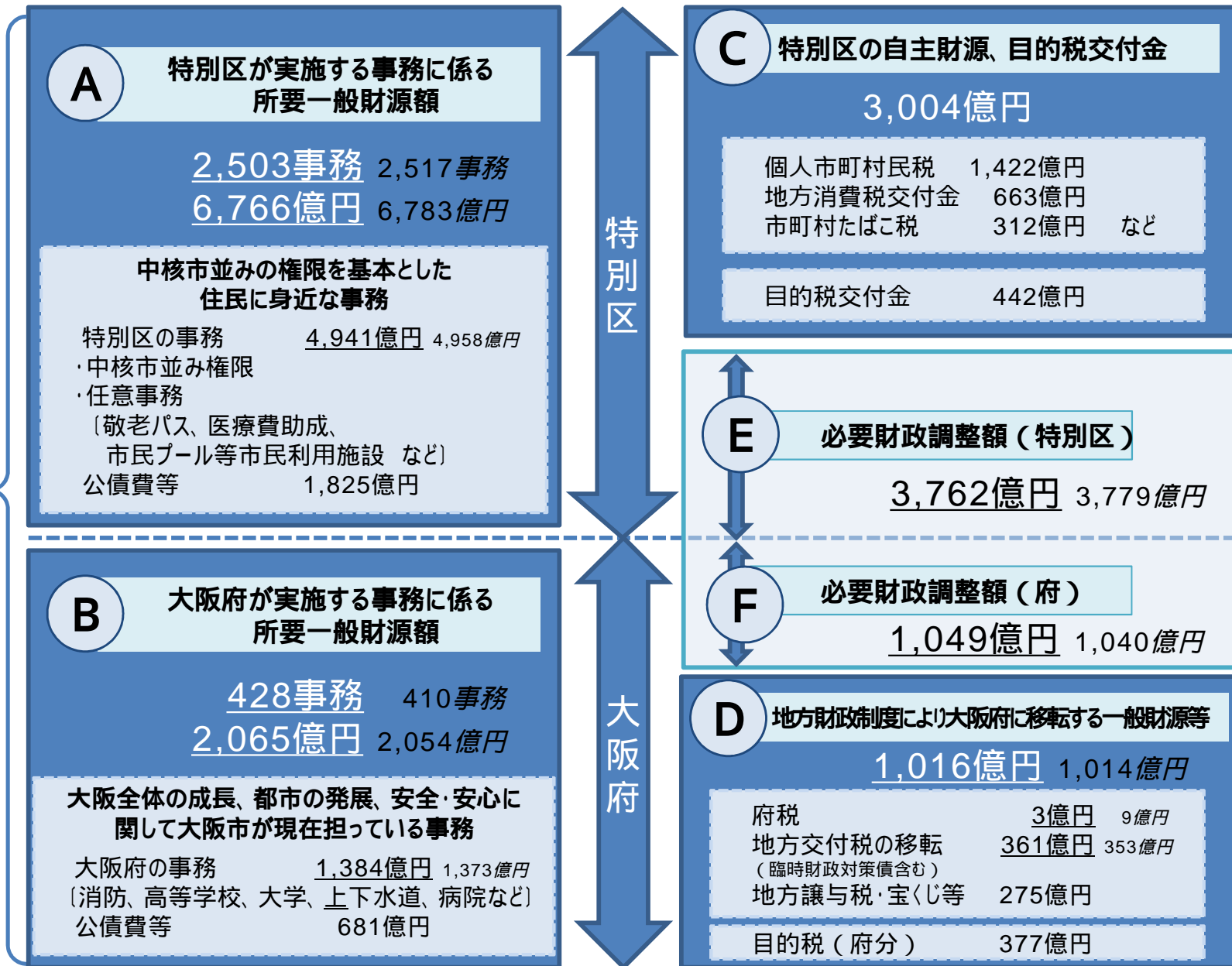
H26・25年度の配分割合については、大阪府の事務となるもののうち、一定規模以上の事務(総事業費1億円超)を把握して試算

配分割合の算出（平成27年度決算ベース試算）

特別区と大阪府に配分した事務

歳出

歳入



特別区への配分割合

$$E / G = \frac{78.4\%}{78.2\%}$$

3,744億円
 財政調整配分額 3,729億円
 (Eとの差額33億円 35億円)
 H25~H27年度 79.2%
 3年平均 79.0%

G 必要財政調整額
 4,819億円
 4,811億円

<財政調整財源4,768億円 4,776億円>
 (Gとの差額43億円)

G'

- ・法人市町村民税
- ・固定資産税
- ・地方交付税相当額

(市町村算定分)(臨時財政対策債含む)

大阪府への配分割合

$$F / G = \frac{21.6\%}{21.8\%}$$

1,032億円
 財政調整配分額 1,039億円
 (Fとの差額10億円 8億円)
 H25~H27年度 20.8%
 3年平均 21.0%

必要財政調整額(G)と財政調整財源(G')の差額が生じ、不足額がある場合は、配分割合に応じて特別区と府で行財政改革等の対応が必要。余剰額がある場合は、財源として活用が可能(H27決算では不足額43億円：うち特別区分33億円 35億円、大阪府分10億円 8億円)

1 財政調整制度の設計 ～目的税交付金制度の創設～

大阪府が徴収する目的税二税（都市計画税・事業所税）は、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、事務分担（案）に応じて、特別区と大阪府双方の事業に充当することとし、交付金により特別区に配分
 特別区と大阪府の配分割合は、特別区54%、大阪府46%（過去3年間の平均値）
 なお、特別区設置の日までの充当事業の状況など踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整するものとする

（1）目的税交付金制度の概要

交付金の財源	都市計画税 551億円、事業所税 268億円（H27年度決算）
特別区と大阪府の配分算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市の過去の事業実績を勘案し、配分割合は、特別区54%、大阪府46%とする（過去3年間の平均値） ・ 特別区設置の日までの充当事業の状況などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整
各特別区への配分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口及び面積といった客観的指標で配分 ・ 既存事業に係る財政負担に配慮（既に着手済みの連続立体交差・区画整理事業等）
交付金の使途	地方税法に定める都市計画税及び事業所税の使途とする

（2）目的税二税の充当事業を特別区と大阪府に配分（H27年度決算ベース試算）

	配分先	充当事業	充当額
都市計画税	特別区	街路・再開発・区画整理・都市公園	285億円
	大阪府	街路・都市公園・下水道・高速道路	266億円
事業所税	特別区	河川・橋りょう・スポーツ施設・公園・廃棄物処理施設・社会福祉施設・児童福祉施設・学校施設・社会教育施設・高速鉄道(地下鉄エレベーター設置補助等)	<u>111億円</u> 112億円
	大阪府	河川・橋りょう・文化推進施策・スポーツ施設・公園・下水道	<u>157億円</u> 156億円

（参考）過去3年間の実績

		都市計画税	事業所税	配分割合
H25	特別区	50%	75%	58%
	大阪府	50%	25%	42%
H26	特別区	51%	<u>68%</u> 69%	57%
	大阪府	49%	<u>32%</u> 31%	43%
H27	特別区	52%	<u>41%</u> 42%	48%
	大阪府	48%	<u>59%</u> 58%	52%
3年平均	特別区	51%	<u>61%</u> 62%	54%
	大阪府	49%	<u>39%</u> 38%	46%

端数処理のため、平均が一致しないことがある

1 財政調整制度の設計 ～公債費（既発債）について～

「財産・債務の承継（案）」のとおり、発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とする償還に係る公債費の負担割合は、特別区が72%、大阪府28%（既発債の残高を事務分担（案）により区分）各特別区及び大阪府の負担額は、財政調整（ ）により必要な財源を確保
既発債の公債費は毎年減少。この減少分に充てていた財源は、新規発行債の償還等に充当可能

H27年度末市債残高の内訳（一般会計）

（億円）

区 分		特別区	大阪府	
普通債	まちづくり・都市基盤整備	15,620	8,794 8,770	6,826 6,850
	うち道路・橋りょう・街路等	4,856	3,038	1,818
	住宅	2,295	2,295	0
	鉄道	2,177	154	2,023
	港湾	1,686	0	1,686
	公園	1,223	703	520
	教育	1,253	1,109	144
	うち幼稚園・小中学校	1,029	1,029	0
	消防・防災	297	76	221
	産業・市場・都市魅力	1,220	342	878
	うち文化・スポーツ施設等	659	293	366
	健康・保健・環境（一般廃棄物施設等）	803 969	363	440 606
	こども・福祉（老人福祉・生活福祉等）	411 426	411 426	0
	住民生活・自治体運営（本庁舎・区庁舎等）	357	357	0
	計	19,961 20,143	11,452 11,443	8,509 8,699
その他	臨時財政対策債・減収補てん債等	10,447	10,447	0
計	30,408 30,589	21,890(72%) 21,899	8,699(28%) 8,509	
対象から除外	H30年度までに廃止・償還満了等	259 77	-	-
合計	30,667	-	-	

事務分担（案）をベースに特別区と大阪府に分類
端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある

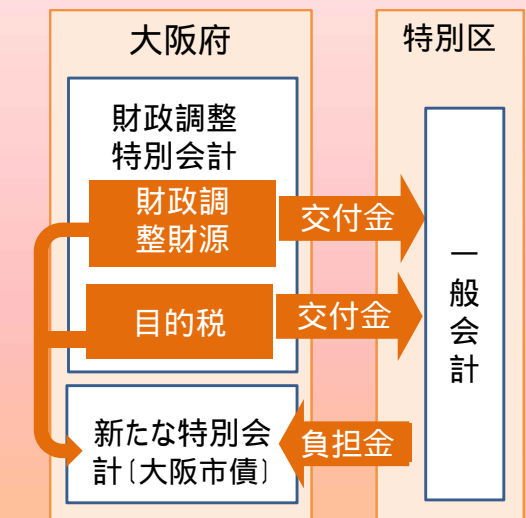
平成28年3月31日に廃止し、一般会計に移管された市街地
再開発事業会計、土地先行取得事業会計を含む

財政調整による必要な財源の確保方法

財政調整交付金の配分（各特別区へは人口を基本に按分し、財政調整交付金（普通交付金）の基準財政需要額に全額算入することにより償還財源を保障）

目的税交付金の配分（大阪市の過去の充実実績に基づき配分）

（参考）公債費償還の仕組み



4 特別区設置に伴うコスト

1 コストの試算（総括表）

試算B（4区B案）

（単位：億円）

項 目		建設案	賃借案
イニシャルコスト	システム改修経費	182	
	庁舎整備経費	356 <359 >	109
	庁舎等改修経費	88	88
	新庁舎建設経費	247 <250 >	0
	民間ビル賃借保証金	21	21
	移転経費	5	
	一時保護所建設経費	6	
	その他経費	9	
	合 計	558 <561 >	311
ランニングコスト	システム運用経費	32	
	民間ビル賃借料	2	15
	新庁舎維持管理等経費	6	0
	各特別区に新たに必要となる経費	1	
	合 計	41	48

再試算の結果、端数処理の範囲内での変動に止まり、総括表の表記上では変更が生じていないものがある

2 積算内訳（各特別区の執務室面積） < 試算 B（4区B案） >

対象職員数は、組織体制（案）をもとに新たに執務室の確保が必要となる職員数を試算

第一区

対象職員数：2,360人
<2,370人>
大阪市保有庁舎等執務室面積：29,290m²
執務室必要面積：47,952m²
<48,153m²>
不足執務室面積：18,662m²
<18,863m²>

第二区

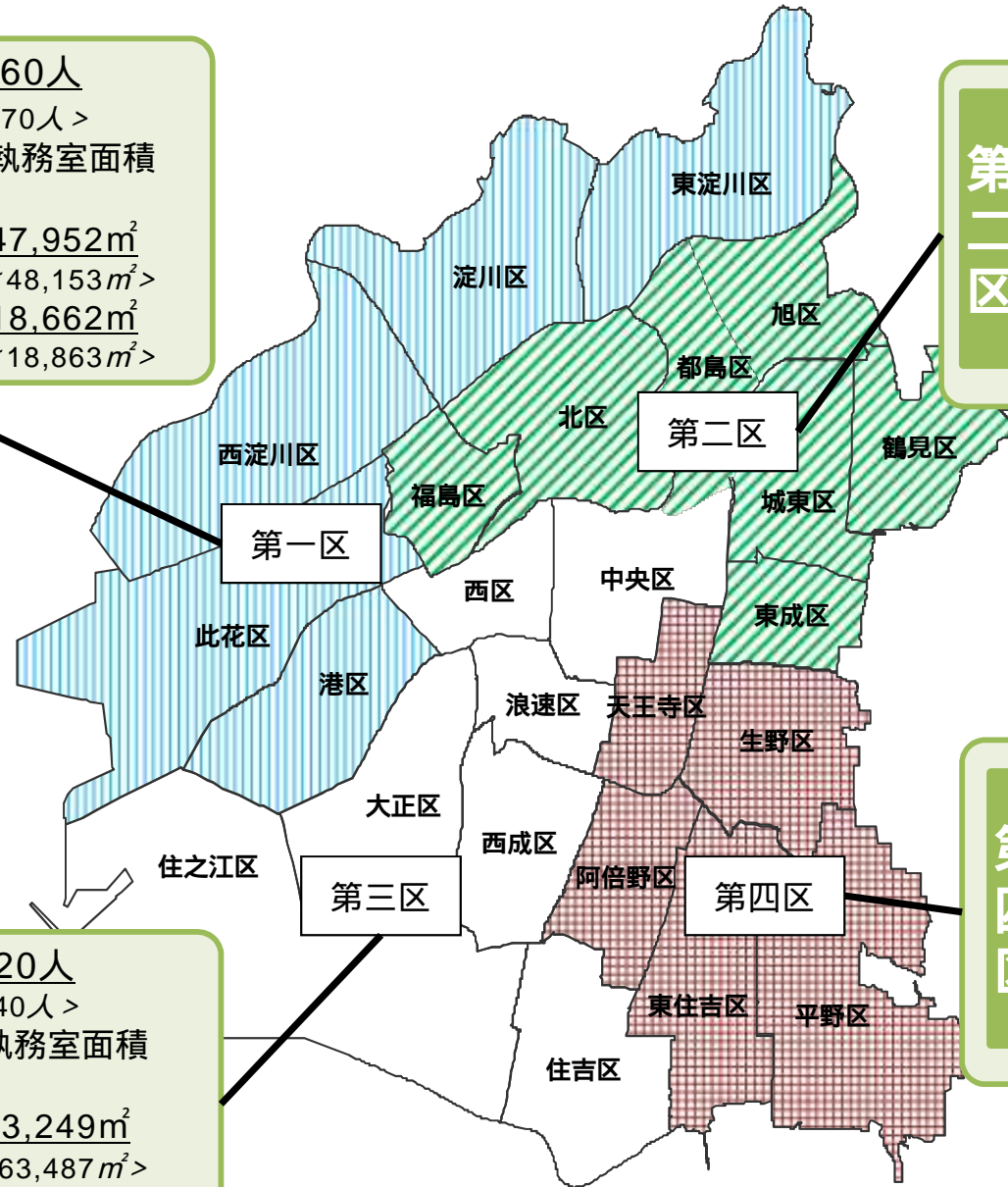
対象職員数：3,030人
<3,040人>
大阪市保有庁舎等執務室面積：83,754m²
執務室必要面積：60,517m²
<60,768m²>
必要面積を充足

第三区

対象職員数：3,120人
<3,140人>
大阪市保有庁舎等執務室面積：63,365m²
執務室必要面積：63,249m²
<63,487m²>
必要面積を充足
<必要面積を概ね充足>

第四区

対象職員数：2,600人
<2,610人>
大阪市保有庁舎等執務室面積：40,597m²
執務室必要面積：52,786m²
<52,999m²>
不足執務室面積：12,189m²
<12,402m²>



第一区及び第四区は不足執務室面積について、庁舎を建設または民間ビルを賃借